

4. 情報提供について：関連

別紙 5

タクシー事業の情報提供ガイドライン

第1 事業者団体における情報提供

次の項目により積極的に情報公開を行うこととする。なお、具体的な内容等は情報公開の趣旨に沿うよう創意工夫のうえ実施するものとする。

(1) 利用者に対する基礎的な情報提供

- ① 運賃ブロックごとの運賃料金のメニュー、金額の一覧
- ② 運賃料金、サービス等に関する問い合わせ先の明示
- ③ サービス等の苦情に関する問い合わせ先の明示

(2) 運賃改定申請時及び実施時の情報提供

(運賃改定申請時)

- ① 申請の内容（申請理由、申請の概要、運賃改定率、申請・現行運賃額比較表）
- ② 収支の実績年度及び平年度の推定（平年度の需要見通しを含む。）
- ③ これまでの経営合理化の状況、今後の取組み
- ④ 運賃料金の多様化の内容（新たな制度、営業割引の内容）

(運賃改定実施時)

- ① 運賃改定の内容（改定の概要、改定率、現行・改定運賃額比較表）
- ② 新たに設定する運賃料金の内容
- ③ 主要区間の新旧運賃料金比較表
- ④ 今後の合理化計画の内容
- ⑤ 今後のサービス向上策の内容

(3) 運賃改定のフォローアップ（定期的に公表）

- ① 合理化計画の実施状況
- ② サービス向上策の実施状況

(4) その他

- ① 民間公聴会（関係事業者団体が主催する消費者団体等の関係者との懇談会）の定期的開催
- ② その他葉書、モニター等による利用者意見の把握

第2 東北運輸局における情報提供

(1) 基礎的な情報提供

- ① 運賃改定の審査基準、標準処理期間
- ② 行政の苦情に関する問い合わせ先の明示

(2) 運賃改定申請時及び認可時の情報提供

(運賃改定申請時)

① 申請の内容（申請日、申請者名、申請の概要）

② その他特に必要な事項

(運賃改定認可時)

① 認可の内容

② 上限運賃改定に当たっては、原価計算対象事業者の平均原価

③ その他運賃改定認可に併せて事業者団体に要請した事項

(3) 運賃改定のフォローアップ（定期的に公表）

① 運賃改定後の経営内容等

第3 情報提供の方法

(1) 事業者団体

リーフレット等の車内配布、広報誌及びテレビ・新聞等マスメディアを通じた公表、インターネットによる情報発信、利用者窓口